

事務連絡
令和元年9月6日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

3歳から5歳児の副食費の徴収について（通知）

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

本年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更については、8月19日付事務連絡「企業主導型保育施設における幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について（通知）」において、3歳から5歳児については、認可保育所等と同様に、副食費は企業主導型保育事業を実施する施設（以下「企業主導型保育施設」という。）による徴収を基本とする取扱いとする旨お示ししたところですが、副食費の徴収についての補足を下記のとおりいたしますので、助成決定施設等へ周知をお願いいたします。

記

認可保育所等においては、低所得者支援の一環として、年収360万円未満相当の世帯の児童等に係る副食費を減免する措置を講じることとしている。

一方、企業主導型保育施設については、企業が従業員に対して主体的に実施する福利厚生としての側面を有することから、こうした企業の取組に国として一律に低所得者支援の実施を義務付けることは課題があると考えられるため、副食費の免除の措置は講じないこととしたので、留意願いたい。

なお、国の制度として副食費を減免する措置は講じないこととしているが、施設の判断により副食費の減免を行うことは可能であるため、念のため申し添える。